

みやき町A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本年度、みやき町の実態に沿った持続可能かつ有効な公共交通体系に関する見直しを検討するにあたって、高齢者等の町民の移動需要に応え、その生活の質向上や地域の活性化に寄与する本町の実情に応じた新たな交通サービスの実現可能性を探るため、A I オンデマンド交通の実証実験を実施する。本業務は、交通空白の解消に向け以下を実現することを目的とする。

- ・実証運行の円滑な実施
- ・将来的な本町全域での本格導入を見据えた持続可能な運営モデルの確立
- ・高齢者等の外出機会の創出
- ・既存公共交通との補完・連携による地域交通ネットワークの強化

なお、本町の方針や計画内容を十分に理解した上で、本町の地域特性に合わせた交通システムを構築することのできる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

みやき町A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「みやき町A I オンデマンド交通システム導入及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月10日（水）まで

(4) 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

9, 6 9 1, 0 0 0 円

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者に

あつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

- (4) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から契約締結の日まで他の自治体及びみやき町において指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に定める暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (7) 過去 5 年間で本業務（AI オンデマンド交通）の業務実績を保持し、且つ運行（実証も含む）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。

#### 4 スケジュール

内容	日程
公告（実施要領等の公表）	令和 8 年 6 月 1 日（月）
実施要領等に関する質問の受付	令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 10 日（水）
実施要領等に関する質問回答の公表	令和 8 年 6 月 12 日（金）
参加表明書の受付	令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 17 日（水）
提案書の受付	令和 8 年 6 月 18 日（木）～令和 8 年 6 月 30 日（火）
審査委員会の開催	令和 8 年 7 月上旬
優先交渉権者の選定、優先交渉権者の決定・公表	令和 8 年 7 月上旬
契約締結（予定）	令和 8 年 7 月中旬

## 5 プロポーザルの手続き

### (1) 提出書類（様式等）の配布場所

- ア みやき町ホームページ ([https://www.town.miyaki.lg.jp/chosei/oshirase/\\_6744](https://www.town.miyaki.lg.jp/chosei/oshirase/_6744))
- イ 事務局：みやき町事業部まちづくり課（みやき町役場 三根庁舎 3階）

### (2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月10日（水）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

質問書（様式4）に記入し、メールで提出をすること。また、送信後、開庁時間内（8：30～17：15）に電話で着信確認を行うこと。

なお、本プロポーザルへ参加する業者数や業者名、審査委員に関する事など提案書の作成に関係ない内容や事務局がプロポーザルの評価等に影響を及ぼすと判断した内容の質問は受理しない。

#### ウ 提出先

事務局：みやき町 事業部 まちづくり課 地域デザイン担当

住所：三養基郡みやき町大字市武 1381

電話：0942-96-5526

Email：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

#### エ 質問回答

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和8年6月12日（金）までにみやき町ホームページにて掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本実施要領及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

### (3) 参加表明書の提出

#### ア 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

提出書類は持参又は郵送（配達記録等が残るものを使用）により提出すること。

#### ウ 提出先

事務局：みやき町 事業部 まちづくり課 地域デザイン担当

住所：三養基郡みやき町大字市武 1381

電話：0942-96-5526

Email：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

#### エ 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 国税、都道府県税、市町村税の納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- (エ) 会社概要が分かるもの（パンフレット等）
- (オ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (カ) 業務実績表（様式3）

#### (4) 提案書等の提出

##### ア 受付期間

令和8年6月18日（木）～令和8年6月30日（火）17時まで（必着）

##### イ 提出方法

提出書類は持参又は郵送（配達記録等が残るものを使用）により提出すること。

##### ウ 提出先

事務局：みやき町 事業部 まちづくり課 地域デザイン担当

住所：佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381

電話：0942-96-5526

Email：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

##### エ 提出書類

###### (ア) 提案書かがみ

提案書（様式5）の内容に沿って記入押印のうえ提出すること。

###### (イ) 企画提案書

a 様式は任意で、A4 縦長の横書きとすること。

b 本実施要領及び仕様書の内容に基づき作成すること。

###### (ウ) 業務実施体制表

業務実施体制表（様式6）を業務実施体制がわかるよう記載すること。

###### (エ) 見積書

a 見積書（様式7）の内容に沿って記入押印のうえ提出すること。

b システム導入と運用保守業務に分けて記載すること。

c 本業務委託に要する導入費およびシステム使用料、保守料等全ての経費を見積もることとし、経費の内訳を必要な区分がわかるように記載すること。

d 見積価格がみやき町の提示した上限金額を上回る場合は失格とする。

##### オ 提出部数

(ア) 「(3) 提案書等の提出 エ 提出書類」に示す書類を1冊に綴ったもの及び見積書について、正本1部、副本10部を提出すること。

なお、正本は、企業名を記入すること。ただし、副本は、会社名及び会社ロゴマ

ーク、又は会社を類推できるロゴマーク等の記載は一切行わないこと。なお、副本に会社名又は会社ロゴマーク、又は会社を類推できるようなロゴマーク等の記載が明らかになった場合は、失格とする。

(イ) 電子媒体 PDF ファイル化したデータをメール又は CD-ROM1 枚で提出すること。

## 6 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の選定は、事務局による価格審査及び審査委員会による提案審査の 2 段階で実施する。

### (1) 価格審査

参加事業者の見積額が、上限額以下であることを確認し、システム導入の部分について価格点を算出する。

なお、見積額が上限額を超える場合は失格とし、全ての参加事業者の見積額が上限額を超えている場合は、再度、公募を行う。

#### ア 価格点の算出の方法

価格点は、満点を 100 点とし、価格点の算出は、以下の式により行う。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低価格} / \text{当該提案価格})$$

※参加事業者のうち、提案価格が最低となった者を第 1 位として、価格点の満点 (100 点) を付与する

### (2) 提案審査の実施

審査委員会において、提出された提案書及び提案について、参加事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「別紙 1 評価項目等」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

#### ア プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 1 者につき出席者は 4 名以内とする。

(イ) 持ち時間は 35 分程度 (プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 15 分程度) とする。

(ウ) プレゼンテーション資料の作成は任意とする。作成する場合は、提出された提案書の内容に沿って作成し、7 月 3 日 (金) 17 時までに事務局へメールで提出すること。なお、提案書に記載のない事項の追加は認めない。

(エ) 町はスマート AI ボード (電子黒板) 及び HDMI ケーブルを準備する。スマート AI ボード (電子黒板) を利用する場合は、HDMI ケーブルが接続可能なパソコンを持参すること。また、その他の機器等を必要とする場合は持参すること。

なお、スマート AI ボードで投影できない場合も想定して、紙の資料も 10 部準備す

ること。

※スマート AI ボードの仕様

型番：IP-UG65

(オ) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(カ) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、審査の対象としない。

(キ) 日時や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。

#### イ 評価点の算出の方法

評価点は、満点を 100 点とし、「別紙 1 評価項目等」に示す評価項目等に基づいて算出する。

(ア) 評価点は、最高点と最低点以外の審査委員の点数を採用し、各評価項目での採点の平均値を合計した値とする。なお、平均値については、小数点第 3 位を四捨五入して算出する。

(イ) 評価点が基準点（満点の 6 割）を満たさない場合は優先交渉権者になれないものとする。

(ウ) 参加事業者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、基準点に満たない場合には、優先交渉権者として認めないものとする。

(エ) 優先交渉権者と契約の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、合格基準点を満たした者の中で、次に合計点数が高い事業者から順に繰り上げることとし、合計点数が同点の事業者が 2 者以上あるときは、書類審査の評価点が高い事業者を上位とする。

#### (3) 優先交渉権者の決定と公表

価格点と評価点の合計点を算出し、合計点の最も高い者を優先交渉権者として、決定する。

なお、審査結果は各参加事業者に通知するとともに、決定結果及び客観的な評価は、町のホームページに公表する。

#### (4) 審査に係る留意事項

ア 提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て事業者の負担とする。

イ 提出された書類等は、優先交渉権者の選定以外には、事業者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類等は、優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 本町が認めた場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認

めない。

オ 複数の提案書の提出はできない。

カ 提出された書類は、すべて返却しない。

キ 提出書類について、本町より問い合わせを行う場合がある。

ク 都合により辞退される場合は、速やかに公募型プロポーザル辞退届（様式8）を提出すること。

## 7 失格

次のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案を無効とし、失格とする。

- (1) 審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する支援を直接または間接に求めた場合
- (2) 「3 参加資格要件」に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (3) 指定した提出期限及び提出先までに、必要書類が提出されなかった場合
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積額が、本町が示す委託上限額を超えている場合
- (6) その他本町が指示した事項に違反した場合

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

契約に係る業務内容は、原則として仕様書の業務その他業務提案に記載された業務とし、優先交渉権者と提案内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。ただし、提案された事項が全て業務内容に反映されるとは限らない。

また、優先交渉権者が契約締結までの間に「7 失格」に該当すると認められる場合、辞退した場合又は契約が不調に終わった場合は、次に得点の高い者から順に契約締結の協議を行う。

別紙1 評価項目等

評価項目	着眼点	配点
スケジュール	実現可能なスケジュールの提示。	10
業務理解	みやき町の地理的特性や地域公共交通の特性への理解度。	20
システム	①AI等最新技術を活用した配車・予約を具備した利便性の高さ。 ②トラブル発生時の対応 ③利用者にわかりやすい予約方法や操作方法であるか ④デジタルに不慣れな利用者への対応力	30
プロジェクトマネジメント	本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか。	20
将来性	将来的な本格運行を見据え、拡張性や持続可能性のあるシステムや支援計画か。また、運行エリア拡大及び運行車両の増による追加コストが明確であり、費用対効果に優れているか。	10
独自提案	専門的立場から、町民の利便性や効率的な運行につながる創意工夫があるか。	10
合計		100